

## 企画提案審査方式による審査結果

公表項目	内 容
1 契約名	富士山新交通システム調査検討業務委託
2 審査年月日	令和6年7月5日
3 評価基準、配点及び評価	(業者) 富士山新交通システム調査検討業務委託 日本工営・日本交通計画協会設計共同体
(評価基準) 類似事業の経験や専門知識等 (配点：60)	45
(評価基準) 実施体制・法令遵守・個人情報保護体制 (配点：40)	28
(評価基準) 本事業の目的に対する基本的な考え方・ スケジュール (配点：40)	28
(評価基準) LRTシステム導入のための課題精査 (配点：40)	34
(評価基準) 新たな交通システムの検討 (配点：80)	64
(評価基準) 事業の実施方式の検討 (配点：40)	24
(評価基準) 調査結果中間報告書の作成 (配点：20)	13
(評価基準) 課題認識の共通化 (配点：20)	13
(評価基準) その他自由提案 (配点：40)	26
(評価基準) 見積金額 (配点：20)	20
4 総合評価の審査結果	295
5 第1順位委託候補者の名称	富士山新交通システム調査検討業務委託 日本工営・日本交通計画協会設計共同体

<p>6 随意契約の理由及び根拠法令</p>	<p>本業務は、「富士山登山鉄道構想」の具体化に向け、これまでの検討を踏まえた LRT での事業実施に向けた更なる技術課題の調査のほか、現時点での技術水準に基づく既存交通システムの比較、新たな交通システムの導入可能性を調査するものである。</p> <p>本業務は山岳地帯という過酷な環境にありながらも、自然破壊を伴わずに、一定の輸送力を確保するという、課題が複雑に入り組んだ交通システムの可能性を調査するものであり、多岐にわたる分野での技術的知見が要求される。</p> <p>このため、優れた成果が期待できる委託事業者を選定する「企画提案審査方式」を採用することにより、募集した企画内容を評価し、事業内容として優秀で、県にとって有利な提案をした事業者を第 1 順位委託候補者に決定する。</p> <p>(根拠法令) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号</p>
<p>7 所属名</p>	<p>知事政策局富士山保全・観光エコシステム推進グループ</p>